

**特定非営利活動法人 日本癌病態治療研究会  
定款施行細則**

**第1章 総 則**

(目的)

第1条 本定款施行細則（以下「本細則」という。）は、特定非営利活動法人日本癌病態治療研究会（以下「本法人」という。）の定款の施行、その他本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

**第2章 会 員**

(正会員)

第2条 定款第6条に定める会員のうち、団体正会員については、以下のとおり種別する。

- (1) 臨床施設正会員
- (2) 基礎施設正会員

(入会金・年会費)

第3条 本法人の入会金、年会費は、本法人定款附則6の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 正会員（個人）
  - ① 入会金 0円
  - ② 年会費 5,000円
- (2) 正会員（団体・臨床施設正会員）
  - ① 入会金 0円
  - ② 年会費 20,000円
- (3) 正会員（団体・基礎施設正会員）
  - ① 入会金 0円
  - ② 年会費 10,000円
- (4) 賛助会員（個人・団体）
  - ① 入会金 0円
  - ② 年会費 一口 50,000円（一口以上）

**第3章 世話人及び世話人会**

(世話人)

第4条 本法人には120名以内の世話人を置く。

- 2 世話人は定款第6条の規定に基づき、個人正会員及び団体正会員の施設代表者の中から、総会の決議により世話人を選任し、理事長が委嘱する。
- 3 世話人は選任決議を行う当該年1月1日現在において、満65歳未満の者の中から選任する。
- 4 世話人の任期は2年とする。ただし、総会の決議により後任の世話人が選任されるまで、その任期を延長する。また、再任は妨げない。

- 5 第3項の規定にかかわらず、世話人は、その任期中に年齢が満 65 歳に達した場合であっても、第3項の年齢制限を超えて世話人の資格を有するものとする。
- 6 世話人は、本法人の会員の代表とする。
- 7 世話人は、本法人の学術集会の開催事業に参画する。
- 8 世話人は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(世話人会)

- 第5条 世話人会は、すべての世話人をもって構成する。
- 2 世話人会は、理事会の諮問機関とし、理事会の諮問に応え、また理事会に対して意見を述べることができる。
  - 3 世話人会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
  - 4 世話人会の議長は、当番世話人とする。
  - 5 世話人会は、世話人総数の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、または他の世話人を代理人として表決を委任することができ、それらの方法により表決の意思表示をした者は、当該世話人会に出席したものとみなす。
  - 6 世話人会の決議は、出席世話人の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 7 世話人会の議事については、議事録を作成し、議長及び世話人会で選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

(当番世話人)

- 第6条 世話人会の決議により、世話人の中から1名当番世話人を選定し、当番世話人は、本法人の学術集会を主催する。
- 2 当番世話人の任期は、前年の学術集会終結日の翌日から、当年の学術集会終結日までとする。

## 第4章 役員

(理事及び監事候補者の選出)

- 第7条 本法人の理事及び監事の候補者は、立候補者又は世話人より推薦された候補者（以下「立候補者等」という）の中から、選挙により選出する。
- 2 選挙権は世話人全員が有する。
  - 3 理事及び監事候補者として立候補できるのは、理事及び監事の選任決議を行う総会が開催される当該年1月1日現在において、満 65 歳未満の世話人とする。また、事前に辞退を申し出た者、あるいは世話人を辞任又は任期満了退任する予定の者（再任予定の者を除く）については、立候補することはできない。
  - 4 全ての世話人は、理事及び監事候補者を推薦することができる。
  - 5 立候補者及び立候補者を推薦しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記載して、選挙管理委員会に提出するものとする。

(選挙管理委員会)

- 第8条 理事及び監事の候補者の選出に関して、選挙管理委員会を設ける。
- 2 選挙管理委員会は、理事会の決議に基づき、設置、運営を行う。
  - 3 選挙管理委員会の委員長は、理事の中から理事会の決議により1名選定する。
  - 4 選挙管理委員会は、委員長の他、以下の委員をもって構成する。
    - (1) 理事 1名
    - (2) 世話人（委員長たる世話人を除く） 3名
  - 5 前項の委員は、前項各号に定める員数を委員長が指名し、世話人会の承認を得なければならない。
  - 6 選挙管理委員会は次の業務を行う。
    - (1) 選挙の告示及び立候補者、推薦の公募
    - (2) 立候補、推薦の届出の受理、候補者等の世話人への告示
    - (3) 投票および開票の管理と当選の確認
    - (4) 総会での選挙結果の報告
    - (5) その他世話人会、理事会において委託された業務

(投票)

- 第9条 選挙は理事及び監事の任期の末日後、最初に開催される定時総会の前日の世話人会の場で投票を行い、即日開票を行う。
- 2 投票は選挙管理委員会が告示した立候補者等の中から、理事候補者を5名連記し、監事候補者を2名連記する方法による。
  - 3 投票は無記名式とする。
  - 4 有効投票数を得た立候補者等のうち、理事候補者上位15名、監事候補者上位2名を当選者とする。
  - 5 当選をした立候補者等が当選を辞退した場合は、次点者が繰上げ当選者となる。
  - 6 役員候補者選挙投票は、立候補者等が第4項に定める定数を超える場合にのみ実施し、立候補者等が定数に満たない場合は、立候補者等全員を無投票にて選出する。
  - 7 前項の場合、理事会は必要に応じて、定款第13条第1項の定数を満たす人数まで候補者を推薦することができる。

(総会の承認)

- 第10条 本章の規定により、選挙により当選した理事候補者及び監事候補者は、定款第14条の規定に基づき、総会の審議に諮られ、総会において承認されることにより本法人の理事又は監事となる。

(規格外事項)

- 第11条 役員選挙につき、本細則で定められていないその他の必要事項については、別途理事会の決議により定めるものとする。

## 第5章 顧問

(顧問)

- 第12条 本法人は、本法人、またはその前身である任意団体日本癌病態治療研究会（以下「任意団体」という。）の設立に尽力した者であって、理事会から推薦された者を顧問とすることができる。

- 2 顧問は、本法人の会費を免除する。
- 3 顧問は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、当該理事会においては議決権を有しない。
- 4 名誉世話人の資格要件、選任方法など、その他必要な事項は、理事会において別途定めるものとする。

## 第6章 名誉世話人

(名誉世話人)

- 第13条 本法人は、任意団体時から含め、歴代の当番世話人経験者の中から、特に功労のあった者として理事会から推薦された世話人を名誉世話人とすることができる。
- 2 名誉世話人は、本法人の会費を免除する。
  - 3 名誉世話人は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、当該理事会においては議決権を有しない。
  - 4 名誉世話人の資格要件、選任方法など、その他必要な事項は、理事会において別途定めるものとする。

## 第7章 事務局

(事務局及び事務局長)

- 第14条 事務局は本法人の事務を円滑に処理することを目的とする。
- 2 事務局には、理事長の指名により事務局長を置く。
  - 3 事務局長は、事務局職員とともに、次条に規定する帳簿及び書類の備え置き、および本法人の会計の管理、その他理事長に委託された業務を行う。

(帳簿及び書類の備置)

- 第15条 事務局には常に次にあげる帳簿および書類を備えておく。
- (1) 定款及び定款施行細則
  - (2) 会員および役員、世話人、顧問、名誉世話人の名簿
  - (3) 東京都、税務署、法務局など関係官庁に提出した書類等の写し
  - (4) 定款及び細則に定める各種議事録
  - (5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
  - (6) 資産、負債および財産の状況を示す書類
  - (7) その他必要な帳簿および書類

## 第8章 会計

(経費)

- 第16条 本法人の経費は次の収入をもってこれに充てる。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 年会費
  - (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(会計)

第 17 条 前条の収入及び法人の経費の管理は、事務局長が管理するものとする。

## 第 9 章 定款施行細則の改廃

(改廃)

第 18 条 本細則の改正又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

## 附 則

### 1. 会員・世話人の承継

- (1) 本法人の成立日（設立認証後、特定非営利活動法人の設立登記の申請日）現在における任意団体会員の全員は、任意団体時と同様の種別により、設立以後本法人の会員となり、特定非営利活動促進法等の法令及び本法人の定款、細則の規定に従うものとする。
- (2) 本法人の成立日（設立認証後、特定非営利活動法人の設立登記の申請日）現在における任意団体の世話人の全員は、設立以後本法人の世話人となり、本法人の定款、細則の規定に従うものとする。なお、本項に定める法人成立後最初の世話人については、本細則第4条第3項の規定にかかわらず、成立日現在において満65歳以上の世話人であっても、本法人の世話人となることができる。
- (3) 本法人の成立後は、本法人が会員に対する一切の権利義務を承継するものとし、会員は本法人に会費等を支払う義務を負い、また本法人に対して権利を行使することができる。
- (4) 本法人成立後に任意団体に支払われた入会金、会費、寄付金等については、本法人に対して会費を支払い又は寄付をしたものとみなす。

### 2. 資産、権利義務の承継

- (1) 本法人の成立日（設立認証後、特定非営利活動法人の設立登記の申請日）現在における任意団体の資産、権利義務の一切は、本法人が承継する。なお、名義変更を要する資産については、本法人設立後、速やかに行うものとする。ただし、任意団体が解散及び清算終了するまでの間に限り、一定の資産については任意団体に留保することができる。
- (2) 任意団体が解散し、清算終了するまでに取得した資産、権利義務についても前号と同様とする。
- (3) 資産等の承継につき、本法人と任意団体とで利益が相反する部分は、本細則の制定をもって、利益相反取引についても各々承認したものとみなす。
- (4) 会員、役員等に対する義務の承継（債務引受）は、本細則の制定をもって、会員、役員等がそれぞれ同意したものとみなす。
- (5) 前項以外のその他の外部債権者に対する義務の承継（債務引受）については、本法人が義務を承継することにつき、各別に同意を得なければならない。

平成 27 年 6 月 25 日 一部改正